

	資料	意見・質問	質問者	市回答	
1	事務局説明	熊本市障がい者自立支援協議会設置要綱の改正について	<p>審議会等の設置等に関する指針の運用の見直しに伴い、今般、第1条の「協議を行う」を「意見を聴取する」と改正されたことに関して</p> <p>まず、「意見を聴取する」には「意見を聞く」「意見を集める」という意味はあるが、「話し合う」という意味は含まれないと自身では認識しています。しかし、「懇談会」は「討議する」「親しく話し合う」「打ち解けて話し合う」等の意味をもつと考えます。改正された要綱における「意見を聴取する」には「話し合う」という意味はあるのでしょうか。</p> <p>平成24年3月30日厚労省より都道府県等に発出された「自立支援協議会の設置運営について」における「運営要綱」では、障がい者自立支援法第89条の2の「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」とあります。もし、「協議を行う」つまり、「課題解決のため関係者が話し合い、議論すること」を熊本市障がい者自立支援協議会で行わない（意見を聴取するのみで協議を行わない）のであれば、今後はどのような機会や組織でそれらが担保されるのか、お教え願いたい。</p> <p>重ねて確認をいたしますが、『懇談会であるため、「協議する」を「意見を聴取する」に改める』とされているが、本市の審議会等の設置等に関する指針の中で位置づけられている「懇談会」には、「意見を聴取する」だけで、「話し合う」という意味は含まれないと理解していいのでしょうか。</p> <p>改正後の設置要綱の第1条で「意見を聴取するため、・・・を設置する。」ということは、本市の自立支援協議会は「委員が一堂に会して、互いの意見を聞く会」との認識でよいのでしょうか。本市における「懇談会」の文言の定義をお教えいただきたい。</p>	勝本委員	<p>障がい者自立支援協議会は、本市の「審議会等の設置等に関する指針」において、外部の幅広い意見の聴取、交換、懇談等を行う「懇談会」として位置づけられています。</p> <p>今回の指針の見直しにより、全庁的に統一した要綱の文言の見直しが行われたところではありますが、会議の目的はこれまでと同じく「課題解決のために関係者が話し合い、議論する場」として、引き続き委員間での議論や意見をいただいた内容を市政運営の参考とさせていただきたいと考えています。</p>

		資料	意見・質問	質問者	市回答
2	(1)新たな取組み等の概要報告 ・第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について	資料3 第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について	2. 基本指針見直しの主なポイント ・福祉施設から一般就労への移行等とありますが、福祉施設とは児童養護施設などでしょうか。 3. 保育所等訪問支援体制は、市としてはどの程度の体制拡充を考えておられるでしょうか(例:各区でヶ所)	西委員	・福祉施設は児童養護施設に限ってはいないかと思いますが、当該成果目標は、国の基本指針に基づき、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を通じて一般就労へ移行した者の数で目標値を設定しております。 ・熊本市には現在、保育所等訪問支援の指定を受けている事業所は17か所(中央区4か所、東区3か所、西区1か所、南区4か所、北区5か所)あり、第2期障がい児福祉計画におけるR5年度の利用者数(258人)及び利用量(361人日)の見込みでは現在の事業所数(17か所)でも対応が可能と考えておりますが、地域バランス等も考慮したいと思っております。
3			質問:ニーズの把握については令和2年度中に各種アンケート等の基礎調査を実施とあり、スケジュールでは8月に実施されているようだが、各種とはどのようなアンケート調査なのか(調査対象や調査項目、目的等)お教え願いたい。	勝本委員	熊本市にお住いの障がいのある方3,000人を対象に、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。調査目的は、障がい福祉計画等策定に向けて、障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、要望などを把握するためです。調査項目としては、支援の状況や障がいの状況、障害福祉サービスや生活に関すること等です。 また、特別支援学校の卒業予定者のサービス利用意向調査も実施しており、調査結果については可能な範囲で反映させる予定です。
4	・新型コロナウイルス感染症への対応について	資料6 新型コロナウイルス感染症への対応について	質問:医療的ケア児者及び重度心身障害児者へのアルコール消毒液配布に関して、約650名の対象者への配布方法を教えていただきたい(個別配布?)	勝本委員	・アルコール消毒液を含む衛生用品が入手困難な状況が続いていたため、困りごとの現状把握も兼ねて感染拡大防止に配慮しながら自宅訪問してアルコール消毒液とその使用方法に関する説明書を個別配布しました。 ・訪問看護ステーション及び訪問介護事業所利用者は次回の自宅訪問時に訪問看護ステーション職員等から、その他の対象者は市職員が自宅を訪問して配布を行いました。

		資料	意見・質問	質問者	市回答
5	(4)テーマについての協議 ・委託相談支援事業にかか るモニタリング結果につい て	資料9 熊本市障がい者相談支援センターモ ニタリング結果について	意見：P6 の虐待防止及び早期発見のための情報収集、関係機関との 連絡調整及び対応協力 ・ <u>地域の障がい者及び関係機関に対して虐待防止について周知している。</u> では、半数近くのセンターがBの一部達成となっていることに関して。 虐待防止についての周知は相談支援センターの重要な役割の一つである と考える。人力的な課題や地域性もあるかもしれないが、「達成できてい る」とした5か所のセンターで実施している虐待防止の周知に関する取り 組みなどを全センターで共有するなどとしてはどうか。	勝本委員	虐待防止の周知については、センター内では行っているもの の、地域に向いての周知活動を行っていくことが今後の課題と 考えています。 ご意見にあるように、モニタリング結果のセンター間での共有 は必要であると考えており、10月の機能強化員会議の中で情報共 有を行っており、今後も引き続き行っていく予定にしています。
6			質問：P6 アウトリーチ P6 アウトリーチで、地域包括支援センターから情報が...とありま すが、良く聞くのが、高齢世帯を訪問したらそこにどこにも関わっていな い障がい者が...、というケースです。 それとは別に、高齢になった知的障がい者（認知症ではない）もおられ るのか、その数等の調査は行われているのか伺いたいです。	西委員	療育手帳を所持している知的障がい者については、人数の把握 ができていますが、所持していない方については、把握ができて いません。 そのため、ささえりあ（地域包括支援センター）や民生委員等 と連携を図りながら、引き続き地域での把握を行っていくことに しています。
7			質問・意見：P6 障害者差別解消法に関する相談 ・ <u>障害者差別解消法に関する相談に対し、適切に対応している。</u> では、評 価のコメントに「相談がほとんどない状況」とあるが、センターではな く、障がい保健福祉課や各区福祉課へ寄せられた相談件数はどれくらいあ るのか。 行政機関への相談件数が一定程度あるにもかかわらず、センターへの相談 がほとんどないとすれば、相談窓口としての周知が十分でないと言えるの ではないか。県レベルでは県の相談窓口（広域専門相談員等）には合理的 配慮の不足等の相談が寄せられていると聞く。（熊本市在住の事例も）	勝本委員	相談件数について、直近の実績を回答します。 R2 相談3件：すべて行政機関受（2020/10/1時点） R1 相談7件：すべて行政機関受 H30 相談6件：うち行政機関受4件、センター受2件 ただし、上記相談件数には各区福祉課等の窓口にて完結したも の、特段の対応を要しないもの等の軽微な相談については計上し ておらず、何らかの調整を行ったものを計上しています。 今後、障害者差別解消法および相談窓口についてのより一層の周 知に努めます。

	資料	意見・質問	質問者	市回答
8	資料9 熊本市障がい者相談支援センターモニタリング結果について	意見：P6 災害時の対応（対策） ・災害非常時の障がい者への支援計画等を作成している。 <u>単身世帯のように・・・中略・・・具体的な支援について、準備段階または整理ができていないセンターが多かった・・・略</u> 「必要に応じて・・・努めていただきたい」とあるが、地域においては在宅の単身世帯や障がい者と高齢者だけの世帯等も多く、自治会や民生児童委員、消防団や地域包括支援センター等と協働して具体的な支援計画を作成するための、一歩踏み込んだ行政の支援が必要ではないか。	勝本委員	今年度から「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づいて、各校区における校区社協行動計画の策定が始まっており、令和6年度までに市内全ての校区における策定が目標として掲げられており、市がその策定や取組を支援することとしています。 策定にあたっては、障がい者相談支援センターの協力も得ながら、進めていくことにしています。 また、各障害福祉サービス事業所に対して、災害時の避難場所や避難方法、緊急時の連絡先等についても整理を行うよう依頼しているところです。
9	(4)テーマについての協議 資料10 地域生活支援拠点等整備の検討状況について（地域支援事業の実績報告）	質問：平成30年度と令和元年度の2年間、（1）～（3）まで様々な取組みをして実績をあげておられることが理解できる。しかし、1名の地域支援員でこれだけの活動を展開していけるにあたり、業務負担はなかったのか懸念する。 令和3年度から、すべての相談支援センター（以下、センター）において事業の実施が予定されているが、モデル事業（2年間）における活動展開の中で整理され、明確になった課題（例えば人力的、財政的）は今後どのように改善され、事業の全センターへの拡大へと反映させていけるのだろうか？ また、資料9のP2に「職員の急な離職等に備えた人材育成」の項目では、2センターがBとしている。実際、離職等で欠員が生じた時の相談支援専門員の補充に関しても困難な状況にあると認識している。このような状況で、すべてのセンターにおいて地域支援員を1名増員し、地域支援事業を実施していくことは容易ではないと考えるが、モデルセンター以外のセンターでは人員の確保は可能なのか。	勝本委員	地域支援事業をモデル圏域（中央2圏域）で2年間行い、圏域内での様々な取り組みを通じて、地域住民の障がいに関する理解が進んできているように思われます。 令和3年度からすべての障がい者相談支援センターで地域支援事業を行うことにしていますが、これまでのモデル圏域（中央2圏域）での活動やその進め方等について他のセンターに対して情報提供をしていただくことにしています。地域支援事業の実施に伴って、業務量が増えることから、各センターに地域支援員を1名増員するとともに、経費の増額を予定しています。 各センターでの人員の確保について、現在公募（令和3年度～5年度）を行っている状況ですが、地域支援員の配置を要件としているところです。

		資料	意見・質問	質問者	市回答
10	(4)テーマについての協議 ・熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧	資料1 1 熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧P11	【災害】項目の避難所開設・運営マニュアルについて 今年度の台風11号接近の際、熊本県全域に避難指示勧告が出されましたが、避難所開設は発災後しか想定されておらず、事前避難には利用できませんでした。 コロナ渦、一般の避難所も人数制限があると避難ができません。地震の時は車中泊も選択肢の一つでしたが、洪水の恐れがあるとそれもむずかしいと思われます。 事前避難も対策の一つとして、福祉避難所の開放やホテル避難マップ（災害時に泊まれるホテル）などの情報もあわせて整備していただきたいと思いました	西委員	福祉子ども避難所の開設については、現在、災害が発生し災害救助法の適用を受けた場合、または震度6弱以上などの突発的な大規模災害が発生した場合に開設されることとなっています。今般の台風など事前に避難が予測できる場合は開設を想定していません。 しかしながら、今回、避難所となる支援学校にいくつかの問合せがまっていることから、事前開設について支援学校等と検討する必要があると考えています。
11		障がいのある高齢者の相談	熊本市障がい者就労・生活支援センター（くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」）では、障がいのある高齢者の相談が増加している印象がある。一般求人では探しづらく、A型事業所の利用も65歳以上を考慮していただけたら...	里委員	本市における就労継続支援A型の支給決定における年齢要件は、国の事務処理要領よりも少し緩和しており、新規で利用するものについては、65歳未満（申請日時点）である必要がありますが、65歳になる以前からA型を利用している者については、65歳以降もサービスの更新を認めております（国の要件では、さらに65歳に達する前5年間、障害福祉サービスを利用している必要がある）。現行では65歳以降に新規で就労系サービスを利用する場合にはB型の利用をしていただくこととなっております。
12		福祉サービス利用開始までの期間について（認定調査について）	A型や移行に案内しても、認定調査の日程予約が2ヶ月待ちという時期もあった。経済的理由から仕事を探している方の場合、A型には案内しづらくなっている。 認定調査を福祉事業所（施設）等に委託するなど、対策は取れないか？（他の県域では、施設職員が行っているところもある。）	里委員	支給決定の長期化については、以前から問題とされており、障害児通所支援の調査省略などを講じているところではありますが、未だ長期化している状況です。職員のマンパワーにも限りがありますので、法令等を逸脱しない範囲での調査の簡略化や、また、調査の委託についても検討しているところであります。 なお、支給決定に係る調査については、法令により、当該利用者が利用する障害者支援施設、一般相談支援事業者、本市より委託を受けている相談支援事業者に委託することが可能となっております（障害支援区分の認定調査については、研修の受講が必須）。